

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、北條池土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和4年4月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	中河 哲郎	坂出市谷町二丁目7番56号	令和4年3月31日
〃	井上 雅史	坂出市昭和町一丁目3番4号	〃
監 事	蒲生 洋光	坂出市加茂町936番地	令和3年12月17日